

村 民 各 位

猿 弘 村 長 伊 藤 浩 一

< 村内 で アパ ー ト 経 営 す る 方 へ 建 設 費 を 助 成 し ま す ! >
猿 弘 村 民 営 賃 貸 住 宅 建 設 促 進 助 成 対 象 事 業 者 の 募 集 に つ い て

村 々 で は、新 た に 村 内 に 民 間 アパ ー ト を 新 築 し よ う と す る 方 (個 人 ・ 法 人) に 対 し て、建 設 費 の 一 部 を 助 成 す る 「猿 弘 村 民 営 賃 貸 住 宅 建 設 促 進 助 成 制 度」を 実 施 し て い ま す。

つ き ま し て は、令 和 7 年 度 に お け る 助 成 事 業 の 応 募 者 を 次 の と お り 募 集 し ま す の で、助 成 を 希 望 さ れ る 方 は、下 記 の 期 間 内 に 必 要 書 類 を 提 出 し て く だ さ い。

記

1. 助成対象とする賃貸住宅の戸数

○ 4 戸 程 度 (助 成 金 総 額 1, 4 0 0 万 円)

2. 助成内容

施 工 業 者 の 所 在 地 (支 店 を 含 む)	助 成 金 額
猿 弘 村 内	建 設 工 事 費 の 35% (た だ し、戸 当 た り 350 万 円 を 上 限)
猿 弘 村 外	建 設 工 事 費 の 25% (た だ し、戸 当 た り 250 万 円 を 上 限)

3. 申請受付期間

○ 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 令 和 7 年 6 月 3 0 日 ま で

(た だ し、令 和 8 年 2 月 2 8 日 ま で に 賃 貸 住 宅 が 完 成 し、か つ、令 和 8 年 3 月 3 1 日 ま で の 間 で 速 や かに 所 有 権 保 存 登 記 又 は 建 物 表 題 登 記 を 終 え る も の に 限 り ま す)

4. 対象となる住宅 (次 の 要 件 を 全 て 満 た し て い る 住 宅)

○ 村 が 定 め る 整 備 基 準 に 基 づ き 新 築 さ れ る 住 宅 で あ る こ と。

(間 取 り の 制 限 は あ り ま せ ん が、戸 当 た り 床 面 積 は 30 m² 以 上 が 条 件 で す)

ア) 各 戸 に 玄 関、台 所、水 洗 便 所、収 納 設 備、洗 面 設 備、浴 室、物 置 が 設 置 さ れ て い る こ と。

イ) 住 宅 の 断 熱 性 能 が、国 の 定 め る 省 エ ネ 基 準 に 適 合 し て い る こ と。

ウ) 段 差 の 解 消 や 手 す り の 設 置 な ど、一 定 の バ リ ア フ リ ー に 配 慮 し て い る こ と。

○ 1 棟 当 た り 2 戸 以 上 の 長 屋 又 は 共 同 住 宅 で あ る こ と。(プ レ ハ ブ は 除 き ま す)

○ 入 居 後 に 徴 収 す る 毎 月 の 家 賃 を、戸 当 た り 建 設 工 事 費 の 0.6% 以 内 と す る こ と。

※ 下 水 道 処 理 区 域 以 外 で 賃 貸 住 宅 の 建 設 を 計 画 し て い る 方 は、交 付 申 請 の 3 カ 月 程 度 前 に は 上 下 水 道 係 と 浄 化 槽 設 置 に 係 る 協 議 を 行 な っ て 下 さ い。

5. 事業対象者 (次 の 要 件 を 全 て 満 た し て い る 方)

○ 村 内 に 賃 貸 住 宅 を 建 設 し、そ の 所 有 者 と な る 個 人 又 は 法 人 (た だ し、村 内 居 住 者 又 は 村 内 に 本 支 店 の 住 所 を 有 し て い る 企 業 に 限 り ま す)

○ 公 租 公 課 に 滞 納 が な い こ と。

○ 賃 貸 住 宅 の 所 有 者 と な る 個 人 又 は 法 人 の 役 職 員 が 暴 力 団 員 で な い こ と。

○ 賃 貸 住 宅 の 所 有 者 本 人 及 び そ の 親 族、又 は 当 該 法 人 の 役 職 員 に 限 定 し て 入 居 さ せ る た め の も の で な い こ と。

6. 手続きの流れ

認定申請書の提出(建築確認申請前)【事業者】⇒ 認定申請の内容審査【村】⇒ 事業認定可否の通知【村】
⇒ 交付申請書の提出(建築確認申請後)【事業者】⇒ 交付決定【村】⇒ 建設工事着手【事業者】⇒ 建設工事完成【事業者】⇒ 完了検査・当該家屋の登記【事業者】⇒ 実績報告書の提出【事業者】⇒ 助成金額の確定通知【村】⇒ 助成金の交付請求【事業者】⇒ 助成金の支払い【村】

7. 事業対象者の決定について

募集期間終了後、村で申請内容を審査し、その結果を応募者に通知しますが、申請額の総額が予算額を上回った場合は、抽選により事業対象者を決定します。(但し、鬼志別地区以外の地区で建設を計画する方が優先となりますのでご了承願います)

8. 認定申請に必要な書類

認定申請書に次の書類を添付の上、提出してください。

- ・ 助成金交付申請(予定)額算出表 ・ 民営賃貸住宅整備基準チェックリスト
- ・ 建物の外皮平均熱貫流率計算書 ・ 建物の附近見取図及び配置図
- ・ 建物の平面図及び立面図 ・ 建物の全体及び各住戸の床面積求積図
- ・ (個人の場合)住民票の写し、(法人の場合)登記事項証明書
- ・ 工事見積書その他工事費用の明細がわかる書類の写し
- ・ 敷地が自己所有である場合は土地の登記事項証明書、借地である場合は土地の賃貸借契約書の写し
- ・ 賃貸住宅の入居条件等を表す書類
- ・ 国税及び道税に係る納税証明書
- ・ その他必要書類

9. その他

- 交付された助成金を目的外に使用し、又はその受ける権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供してはなりません。
- 次のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に助成金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させる場合があります。
 - ア) 当該賃貸住宅を廃止又は他の用途に変更したとき。(建設後10年間に限ります)
 - イ) 当該賃貸住宅が法令に違反しているとき。
 - ウ) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。
 - エ) その他、この条例の規定に違反したとき。(建設後10年間に限ります)
- 当該賃貸住宅の所有権を承継する必要があるときは、所定の様式により申請し、村長の承認を受けなければなりません。
- 住宅敷地内へのごみステーションの設置が必要となります。詳細につきましては下記担当までお問い合わせください。

10. 申請書の提出先・問い合わせ先

- 担当：猿払村役場 建設課建築係
- 住所：〒098-6232 宗谷郡猿払村鬼志別西町172番地1
- 電話：01635-2-3135 ○ Fax：01635-2-3812
- ホームページ：<http://www.vill.sarufutsu.hokkaido.jp/>